

大阪府監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年8月8日

大阪府監査委員 磯部 洋
同 赤木 明夫
同 清水 涼子
同 和田 秋夫
同 三田 勝久

1 委員意見に対する措置 (理事会運営について)

監査対象機関名	財団法人大阪府国際交流財団	
監査実施年月日	平成23年1月17日から同月18日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>理事会の運営については、過去において、理事現在数の過半数が委任状の提出によっていたり、本人出席の場合も出席者が固定され、法人の意思決定機関として外形的な公平性が確保されているとは言えない状況である。また、理事の出席人数として監事の人数を算入したり、監事から委任状を取るなど、理事会の役割に対する法人の認識が十分ではなく、法人のガバナンスが発揮されているとは言えない。</p> <p>新公益法人制度下における機関設計の検討を契機に法人にふさわしいガバナンスのあり方について検討されたい。</p>	<p>新公益法人制度においては、評議員会、理事会に代理人が出席して議決権を行使することや評議員、理事が評議員会、理事会に出席することなく書面等によって議決権を行使することは認められておりません。</p> <p>このため、当財団においては、決議要件を欠くことがないよう理事、評議員の人数を減らすとともに本人の出席が相当程度期待できる人物を人選し、平成23年8月25日に開催した理事会において公益財団法人への移行の登記を停止条件として理事8名・監事2名を選任しました。</p> <p>また、評議員については平成23年9月30日に開催した最初の評議員選定委員会において11名を選任しました。</p> <p>当財団においては、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行しましたので、一般法人法及び定款に基づき適正な財団運営に努めていきます。</p>

(事業計画について)

監査対象機関名	財団法人大阪府地域福祉推進財団
監査実施年月日	平成23年1月11日から同年2月4日まで
監査の結果	措置の状況
<p>財団法人大阪府地域福祉推進財団（以下「法人」という。）は、平成23年度以降の自立化に向けた事業計画を策定する予定であるが、具体化されていない。大阪府立大型児童館ビッグバン（以下「ビッグバン」という。）については、平成23年から5年間で、指定管理者として管理運営する予定であるが、国際障害者交流センター（ビッグアイ）や大阪府谷町福祉センターの管理運営が他団体へ移管されること、大阪府社会福祉会館の使用料の負担が決定されているなど、事業環境としては厳しい状況にある。</p> <p>また、大阪府とのリスク分担に基づき、法人が負担することが見込まれるビッグバンの修繕費用についての試算もされていなかった。</p> <p>法人は以下の2点について留意し、ビッグバンの運営に取り組まれない。</p> <p>(1) 事業計画及び修繕計画の策定</p> <p>法人の事業規模が縮小していく中、人件費やその他固定的な経費への対応を反映させた事業計画を早急に策定すべきである。また、指定管理期間に係る修繕コスト（設備更新コストを含む）について、その負担の考え方を明確にした上で、具体的に修繕計画を策定し、大阪府との協議を進めていく必要がある。</p> <p>(2) 収支改善につながる取組</p> <p>指定管理者募集要項によれば、ビッグバンは利用料金制が導入されており、収入額が計画額を上回った場合は、当該金額を大阪府と法人で折半するが、下回った場合は法人の負担</p>	<p>(事業計画について)</p> <p>措置報告済み</p> <p>(ビッグバンの収支改善につながる取組について)</p> <p>収入増については、高齢者の半額割引を創設し、孫世代の来館者の増加を目指す他各種割引制度による利用促進、幼児コーナー、絵本コーナーの活用、森林部分でのフィールドゲームの実施、プール学院大学との連携による「森の図書館」の開設等の事業を平成23年4月から順次実施し個人客の増加を図りました。</p> <p>また、団体誘致のため大阪府内及び近隣府県の小学校等へ営業活動を行い、平日の集客増を図っている他、あらたに駐車スペース39台分を増設し、来館者の利便性の向上と駐車場の利用料収入の増加を図りました。</p> <p>結果、平成23年度の入場者見込み数は、約262,000人となり、前年に比較し17,000人程度の増加となる見込みです。</p>

<p>となることが明示されている。 したがって、収入増及び支出削減の取組は、法人の運営上重要な事項であることから具体的に検討されたい。</p>	
---	--

(行政財産の使用について)

監査対象機関名	財団法人大阪府地域福祉推進財団	措置した機関：福祉部子ども室子育て支援課
---------	-----------------	----------------------

監査実施年月日	平成23年1月11日から同年2月4日まで	
---------	----------------------	--

監査の結果	措置の状況
-------	-------

<p>大阪府所管課が指定管理者の募集要項上、自動販売機の設置に関して福祉施策目的などのために、特定の法人に限定して契約させることなどを定めることは、そもそも指定管理者側の裁量の余地を狭め、施設の管理運営上の制約が課せられるものであり、民間のノウハウを活用した施設の管理運営の実現を阻害するものである。福祉施策目的などの達成は、広く福祉団体から募集し、競争させ、その中で法人にとって有利な業者に決定することで図れると考える。</p> <p>従って、大阪府と協議の上、一定の条件を付した入札等により、法人独自で業者を選定できるよう内容を改めるべきである。</p> <p>(なお、本件は、大阪府福祉部子ども室子育て支援課に係る意見ともする。)</p>	<p>平成24年3月30日付けで指定管理者（大阪府地域福祉推進財団）と大阪府の間で協議書を締結し、平成24年度以降、指定管理者自身が広く福祉関係団体の中から選定できるように改めました。</p>
--	--

(健康科学センターの建物維持管理費について)

監査対象機関名	財団法人大阪府保健医療財団	
---------	---------------	--

監査実施年月日	平成22年11月1日から同年12月17日まで	
---------	------------------------	--

監査の結果	措置の状況
-------	-------

<p>健康科学センターの建物維持管理費に他法人の負担すべき費用が含まれている。</p> <p>指定管理者としての基本協定や管理運営委託契約等において、建物維持管理費の負担と支払方法について実態にあった処理方法を定められたい。</p>	<p>当財団は、平成23年度末で指定管理者から外れることになりました。</p> <p>この機会に大阪府と協議をいたしまして、建物の維持については直接大阪府で実施し、管理費の負担と支払方法については、大阪府と病院機構で協議して決めることと致しました。</p>
--	---

(過去に受領した補助金の処理について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>財団法人西成労働福祉センター</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年12月7日</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>財団法人西成労働福祉センターでは、過去において大阪府から交付された補助金及びその運用利息を固定負債として計上している。当該資金のうち、「労災立替貸付事業引当金」は労災立替貸付事業に活用しているが、補助金の交付時点に比べ、労災立替貸付事業の規模が縮小していることから、その資金の必要額について検討すべきと考える。また、「事業運営積立金」は、常用化促進貸付事業の原資の残額と労災立替貸付事業引当金の原資等の運用利息で構成されるが、当事業は過去20年間実績がないことに鑑み、その活用についても併せて検討すべきである。</p> <p>これらについては、大阪府所管課と協議の上、その処理について具体的に検討されたい。</p>	<p>平成 22 年度には、決算時に会計士の指導を受け、労災立替貸付事業引当金及び、事業運営積立金を固定負債から取崩し正味財産に計上しましたが、さらに平成 23 年度は、理事会の承認を得て、下記のとおり改善を行いました。</p> <p>常用化促進貸付事業は、過去 20 年間実績がなく事業制度が、現在の地域労働者のニーズにそぐわないことから、補助金として受けていた常用化促進貸付事業引当金相当額 1,503,225 円を平成 23 年度に自主返還しました。</p> <p>また、労災立替貸付事業については、地域労働者にとって必要不可欠な事業であるが、事業規模が縮小傾向にあることや大阪府による当法人への財政負担状況を踏まえ、大阪府の補助金であった「労災立替貸付事業引当金」相当額 13,147,000 円は、自主返還します。</p> <p>労災立替貸付事業の実施については、返還後は、労働者からの預り賃金及び労災差額預り金を原資とする事業運営積立金の運用利息分 4,762,251 円及び労働者への還元を基本に平成 23 年度に整備した「労働者福利厚生準備金取扱規程」に則り、「労働者福利厚生準備金」の一部を活用して行います。</p> <p>なお、返還の時期は、労働者福利厚生準備金の活用等について、地域労働者等へ周知する必要があることから平成24年度末とします。</p>	

(労働者福利厚生準備金について)

監査対象機関名	財団法人西成労働福祉センター
監査実施年月日	平成22年12月7日
監査の結果	措置の状況
<p>固定負債に計上されている「労働者福利厚生準備金」は、10年以上請求がないまま現在に至っているものであり、労働者からの返還請求は適時に行われないうえにより残高が増加する一方であることから、返還請求の実態を見極める必要がある。</p> <p>また、法人の運営費については、大阪府がその大半を負担していることに鑑み、当法人の公的性格や当該準備金の性質を十分に踏まえたうえで、労働者からの返還請求に対する対応を優先することを前提に当該準備金の活用方策について検討すべきである。</p>	<p>本件について、下記のとおり改善を図りました。</p> <p>労働者福利厚生準備金は、その原資が労働者から代理受領等を依頼された金員であり、地域実情等に沿った取扱いが必要です。</p> <p>平成23年度に理事会の承認を得て、「労働者福利厚生準備金取扱規程」を整備しました。</p> <p>今後、10年以上経過し時効期間の完成となった預り金については、当法人事業への大阪府からの財政負担状況を踏まえ、地域労働者の就労援助等、労働者への還元を基本とする活用を図ります。</p> <p>なお、準備金の活用にあたっては、地域労働者等の理解を得たうえで活用を図ることが必要であるため、平成24年度を周知期間としました。</p>

(修繕引当金について)

監査対象機関名	株式会社大阪府食品流通センター
監査実施年月日	平成22年10月12日から同年12月17日
監査の結果	措置の状況
<p>株式会社大阪府食品流通センターの決算書を確認したところ貸借対照表に計上方針・根拠が不明瞭な修繕引当金が計上されていた。</p> <p>将来の改修工事について、修繕引当金として期間損益計算に反映させるのであれば、その計上方針・根拠を明瞭にし、当期の収益に対応する費用負担額が合理的に計算されていることが必要である。</p>	<p>修繕引当金につきましては、大規模卸売施設誘致の構想、さらには大阪府において、当社の民営化の方向性が示されていること等により、設備等の修繕を計画どおり進めることが適当でない判断したことにより、修繕費相当額を引き当てているものです。</p> <p>平成23年度決算において、修繕引当金を計上するに当たっては、委員意見の趣旨を踏まえ、見積りの変更を行なう等、適正に対応いたしました。</p>

(受託業務の精算内容について)

監査対象機関名	財団法人大阪府みどり公社	
監査実施年月日	平成23年2月2日から同月4日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>平成21年度に大阪府から委託を受けた「エコ燃料の利用促進に資する広報及び評価データの収集等業務」の精算に含まれる海外出張費は、予定した調査先の訪問が実施されず、受託業務に関連しない日程に係るものが含まれている。これらの経費に関しては、今一度、実績額として請求することが妥当であったかどうかを再検証し、その検証結果について委託者である大阪府と協議されたい。</p> <p>(なお、この意見は大阪府環境農林水産部に係る意見ともする。)</p>	<p>海外出張に関しては、より効率的に調査を実施できなかったかとの観点から出張日程等について再検証し、速やかに大阪府と協議しました。</p> <p>その結果、訪問予定先のキャンセル等があったとはいえ、不確定なまま出張計画を立てたことにより、結果的に活動が出来なかった日が生じたことから、韓国への出張1日分、中国への出張3日分については短縮できると判断しました。</p> <p>これに対応する人件費及び旅費等の相当額の返納については、大阪府からの指示に基づき府に返納しました。</p> <p>また、平成23年6月に契約及び会計を担当する職員を対象とした研修を実施し、情報共有を図りました。</p> <p>今後、このようなことのないよう、受託契約に基づく業務の事前・事後のチェックを厳格に行い、適正な事務執行に務めます。</p>

(受託業務の精算内容について)

監査対象機関名	財団法人大阪府みどり公社	措置した機関：環境農林水産部みどり・都市環境室
監査実施年月日	平成23年2月2日から同月4日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>平成21年度に大阪府から委託を受けた「エコ燃料の利用促進に資する広報及び評価データの収集等業務」の精算に含まれる海外出張費は、予定した調査先の訪問が実施されず、受託業務に関連しない日程に係るものが含まれている。これらの経費に関しては、今一度、実績額として請求することが妥当であったかどうかを再検証し、その検証結果について委託者である大阪府と協議されたい。</p>	<p>海外出張に関しては、より効率的に調査を実施できなかったかとの観点から出張日程等について、財団法人大阪府みどり公社（以下「公社」という。）と協議しました。</p> <p>その結果、訪問予定先のキャンセル等があったとはいえ、不確定なまま出張計画を立てたことにより、結果的に活動が出来なかった日が生じたことから、韓国への出張1日分、中国への出張3日分については短縮できると判断しました。あわせて、この考え方について、国に</p>

<p>(なお、この意見は大阪府環境農林水産部に係る意見ともする。)</p>	<p>説明し、国庫委託金の一部返納について協議を行いました。 これに基づき、短縮できると判断した日数に係る人件費及び旅費等の相当額を公社から府へ返納させ、その後、府から国へ返納しました。 また、平成 23 年 10 月に所属の職員全員を対象とした研修を実施し、情報共有を図りました。 今後、このようなことのないよう、委託契約に基づく業務の事前・事後のチェックを厳格に行い、適正な事務執行に努めます。</p>
---------------------------------------	---

(兼業事業について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>大阪高速鉄道株式会社 措置した機関：都市整備部交通道路室</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年12月7日から平成24年1月20日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>大阪高速鉄道株式会社では、モノレール利用者のサービスニーズに応えるために兼業事業を実施しているが、一部の事業について、過年度より赤字を計上しており、一定の前提のもとに計算した累積赤字額（平成23年度見込数値を含む）は約2億2,700万円となっている。</p> <p>平成15年の兼業事業の立ち上げ時から約9年が経過しているが、法人は当該累積赤字額を適切に把握できていなかった。今後、適切に把握した上で、これまで赤字計上を続けてきたことについて、法人としてのガバナンス機能が適切に発揮されていたのか、見直しが必要である。</p> <p>また、大阪府としても法人に対して、軌道敷地の無償占有やインフラ部維持修繕負担金の支出を行い、法人役員を送り込み、かつ、役員を選解任権等の株主権を保有する立場として、法人のガバナンス状況を適切にモニタリングできていたのか、見直しが必要である。</p> <p>さらに、法人の策定している経営計画では、平成27年度まで</p>	<p>大阪高速鉄道株式会社については、大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例第4条に基づく経営評価結果や同会社の取締役会等の機会を通じて、累積欠損金の早期解消に向けた財務の健全性の向上を指導しております。</p> <p>今回の委員意見を踏まえ、これまでの機会に加えて、兼業事業の詳細の報告を受けるとともに、事業全般についてその収益確保と経費削減が行われるよう指導し、引き続き、早期に累積欠損金の解消ができるよう取り組みます。</p>	

<p>に法人全体の累積赤字額を解消することを目標としているが、駅スペース等において赤字を出さないように事業を行ってれば、解消時期が多少なりとも早まったと考えられる。今後、兼業事業に係る追加の赤字計上によって解消時期に遅れが生じないよう、その改善措置を講じられたい。 (なお、この意見は都市整備部交通道路室に対する意見ともする。)</p>	
--	--

(府有地の不適切な管理状態の是正について)

監査対象機関名	大阪高速鉄道株式会社
監査実施年月日	平成23年12月7日から平成24年1月20日まで
監査の結果	措置の状況
<p>大阪高速鉄道株式会社（以下「高速鉄道」という。）はモノレール車両基地の建設に当たり、隣接自治会から要望のあった地域の子ども広場をモノレール車両基地に隣接する府有地（以下「本件土地」という。）に整備した。本件土地は契約等の適正な手続がないまま長年にわたり隣接自治会が無償で使用しており、府有財産の適正な管理及び有効活用の観点から早急に是正するよう、本件土地を所管している府民文化部都市魅力創造局文化課（以下「文化課」という。）に指摘した。その後、文化課は隣接自治会をはじめ関係者と協議を行ったところであるが、有効な対策が講じられていない。</p> <p>万博記念公園内の多目的広場として活用するという理由により、文化課が本件土地を引き継いだ。が、実質はモノレール車両基地の建設及び基地の円滑な運営が行われることを目的に地域の子ども広場として整備されたものである。</p> <p>高速鉄道は隣接自治会が当該広場を将来にわたり利用できるよう協力するとともに大阪府との間の調整を果たす旨の確認書を隣接自治会との間で交わしている。その結果、隣接自治会において</p>	<p>当社は、確認書（昭和61年12月）において自治会と「大阪高速鉄道株式会社は、自治会の当該土地の利用が、将来とも円滑に行われるよう、乙に協力する。」との確認をしているが、この主旨は、将来にわたりモノレール車両基地運営上において「良き隣人関係」を維持することであり、大阪府と隣接自治会との広場の財産管理上の手続不備について、交渉窓口となることを確認したものではありません。</p> <p>なお、平成21年9月に大阪府監査委員が文化課に対する指摘をされて以降も当社としては当該自治会と機会をとらえて面談するなど誠意をもって対応しています。</p> <p>広場の整備にあたっては、大阪府企画部府民文化室長から文書依頼（昭和61年3月25日）を受け、依頼文書には「当広場の整備後の管理運営については本府が当たりますので、当広場の建設工事を車両基地造成工事の一環として貴社においてお願いしたくここに依頼申し上げます。」と明記されています。また、広場完成後の昭和62年4月に速やかに大阪府に引き渡しているところであり、その後、府内部の財産所管換えが行われ、現在までの20年以上にわたり、文化課の管理のもと、住民の広場として供されてきたものです。</p>

<p>は本件土地を高速鉄道から貸与され、管理委託を受けていると認識していた。また、土木部交通政策課（現都市整備部交通道路室）は、地域の子ども広場を実現するために日本万国博覧会記念協会（現独立行政法人日本万国博覧会記念機構）から等価交換により本件土地を取得し、当該広場の整備は高速鉄道が行った。</p> <p>このようにモノレール車両基地の円滑な運営を図る目的で関係者が協力してきた経緯や本件土地がモノレール事業の円滑な推進に寄与している点を踏まえ、高速鉄道においても本件土地の不適切な状態の是正を図る責務があると考えられ、関係者と協議を行うなど問題解決に向けて積極的に努められたい。</p>	<p>当社としては、確認書の主旨を踏まえ、自治会との「良き隣人関係」を維持するとともに、今後とも大阪府と協力してまいります。</p>
---	--

（りんくう地区事業の見直しについて）

監査対象機関名	財団法人大阪府タウン管理財団	
監査実施年月日	平成23年1月12日から同年2月4日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）は、平成23年度以降の早期に財団法人大阪府都市整備推進センターとの統合を目指すこととされ、統合に向けては、前提である保有資産の早期処分が課題とされているが、それとともに、りんくう地区事業のあり方についても併せて見直し、整理することが必要である。</p> <p>財団が大阪府（以下「府」という。）からの依頼または府と協議して実施しているりんくう地区の事業には以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 商業施設「りんくうパピリオ」管理運営事業 イ 空港連絡シャトルバス運行事業 ウ 土地信託事業 エ りんくう国際会議場等管理運営事業 <p>これらはいずれも、りんくう地区のまちづくりに不可欠とされ、赤字であっても事業を継続している。</p>	<p>（イ 空港連絡シャトルバス運行业務について）</p> <p>本事業は、りんくうタウンの公共駐車場の付帯サービスとしてスタートし、平成17年9月末の公共駐車場廃止後は、大阪府の要請により実施してきましたが、大阪りんくうホテル株式会社の事業譲渡にあわせて、平成23年6月30日をもって同ホテルとの間の運行を廃止しました。</p> <p>これに伴い、ワシントンホテルとの間の運行についても、監査意見を踏まえ、財団としてシャトルバス運行の役割を果たしたものと考え、経費削減の観点も含め、全面廃止を検討した結果、関係機関等との調整を経て、平成23年度末をもって全面廃止することとなりました。</p> <p>（エ りんくう国際会議場等管理運営事業について）</p> <p>大阪府からの負担金を財源とし、大阪りんくうホテル株式会社に当該施設の運営委託をしてきましたが、同ホテルの事業譲渡にあわせ</p>	

<p>事業の継続や施設の維持がまちづくりにどの程度寄与しているのか、この事業から撤退した場合はどのような影響及び負担が生じるかを府民に説明できるよう検証されたい。</p> <p>事業継続中は、財団は収益拡大及び費用削減に一層努める必要がある一方、構造的に不採算の事業については、事業を行うこととした経緯や不採算となっている理由、過去の累積損失や将来負担など全体像を明らかにし、府と協議して、財団が実施すべき事業であるか、事業の継続に合理性があるかを抜本的に見直されたい。</p> <p>(なお、この意見は大阪府住宅まちづくり部に係る意見ともする。)</p>	<p>て、同ホテルから事業譲渡を受けた株式会社ダンシンダイナーとの間で7月12日付けで業務委託契約を締結しました。大阪府と協議して事業スキームを見直し、財団は運営委託料を支払わず、株式会社ダンシンダイナーが使用料収入により運営経費を負担することに改めました。</p>
--	---

(りんくう地区事業の見直しについて)

監査対象機関名	財団法人大阪府タウン管理財団	措置した機関：住宅まちづくり部タウン推進室
監査実施年月日	平成23年1月12日から同年2月4日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）は、平成23年度以降の早期に財団法人大阪府都市整備推進センターとの統合を目指すとされ、統合に向けては、前提である保有資産の早期処分が課題とされているが、それとともに、りんくう地区事業のあり方についても併せて見直し、整理することが必要である。</p> <p>財団が大阪府（以下「府」という。）からの依頼または府と協議して実施しているりんくう地区の事業には以下のものがある。</p> <p>ア 商業施設「りんくうパピリオ」管理運営事業</p> <p>イ 空港連絡シャトルバス運行事業</p> <p>ウ 土地信託事業</p> <p>エ りんくう国際会議場等管理運営事業</p> <p>これらはいずれも、りんくう地区のまちづくりに不可欠とさ</p>	<p>りんくうタウンのまちづくりや活性化に資する事業として実施してきた事業について、財団が実施すべき事業であるか、事業の継続に合理性があるかについて、財団と協議、以下の措置を行いました。</p> <p>(空港連絡シャトルバス運行事業)</p> <p>りんくうタウン公共駐車場の付帯サービスとしてスタートした空港連絡シャトルバスの運営については、平成17年の公共駐車場廃止後、赤字構造となっており、大阪りんくうホテル株式会社の事業譲渡にあわせて、平成23年6月30日をもって同ホテルとの間の運行を廃止しました。ワシントンホテルとの間の運行は、平成23年度末をもって廃止します。</p> <p>(りんくう国際会議場等管理運営事業)</p> <p>りんくう国際会議場等管理運営事業については、財団が、大阪府からの負担金を財源とし、大阪りんくうホテル株式会社に当該施設の運</p>	

<p>れ、赤字であっても事業を継続している。</p> <p>事業の継続や施設の維持がまちづくりにどの程度寄与しているのか、この事業から撤退した場合はどのような影響及び負担が生じるかを府民に説明できるよう検証されたい。</p> <p>事業継続中は、財団は収益拡大及び費用削減に一層努める必要がある一方、構造的に不採算の事業については、事業を行うこととした経緯や不採算となっている理由、過去の累積損失や将来負担など全体像を明らかにし、府と協議して、財団が実施すべき事業であるか、事業の継続に合理性があるかを抜本的に見直されたい。</p> <p>(なお、この意見は大阪府住宅まちづくり部に係る意見ともする。)</p>	<p>営委託をしてきましたが、運営による府の負担を減らすため、同ホテルの事業譲渡にあわせて、事業スキームを見直しました。財団は、大阪りんくうホテル株式会社から事業譲渡を受けた株式会社ダンシンダイナーとの間で7月12日付けで業務委託契約を締結し、株式会社ダンシンダイナーが使用料収入により運営経費を負担することに改め、財団から委託料を支払わない契約としました。</p>
---	---

2 指摘事項に対する措置

ア 出納その他の事務 (収支報告について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>ナンブフードサービス株式会社</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年11月28日</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>指定管理者であるナンブフードサービス株式会社が大阪府へ提出した収支実績の一部に誤りが発見され、収支実績が正確に報告されていなかった。</p> <p>(なお、この指摘事項は、所管課である青少年・地域安全室青少年課に対するものともする。)</p>	<p>(収支実績の正確性を確保する方策について)</p> <p>収支実績の全ての項目について実績数字で計上し、見込みでの計上は一切しない旨、社長・管理部次長より関係各部門の責任者に対し、平成23年11月から2月にかけて、5回に渡り指導を行いました。平成23年度分からは、下記手順により収支実績を作成し、大阪府へ提出します。</p> <p>1 作成体制について</p> <p>海風館、海洋センターの現場部門で集計する収支実績（人件費、材料費以外）については、元帳との照合を本社経理部門が行います。</p>	

	<p>本社経理部門で集計する収支実績データ（人件費、材料費）を上記の収支実績に加え管理部門へ報告後、管理部門で担当者が一次チェックを行い、管理部門責任者の最終チェック後に、大阪府へ提出します。</p> <p>2 内容チェックについて</p> <p>(1) 算出の為の計算資料を作り変え、各項目別に確認ポイントを設定し、人件費、材料費のチェックの際に、経理部門が作成したデータの誤りが発見できるようにします。</p> <p>(2) 材料費については、現場で使用する日、納品日、伝票処理日、処理の有無などを含めた確認を現場部門と本社経理部門で行い、月末の照合には本社経理部門と管理部門担当者がチェックをします。</p>
--	---

(収支報告について)

監査対象機関名	ナンブフードサービス株式会社	措置した機関：青少年・地域安全室青少年課
監査実施年月日	平成23年11月28日	
監査の結果		措置の状況
<p>指定管理者であるナンブフードサービス株式会社が大阪府へ提出した収支実績の一部に誤りが発見され、収支実績が正確に報告されていなかった。</p> <p>(なお、この指摘事項は、所管課である青少年・地域安全室青少年課に対するものとする。)</p>		<p>(収支実績の検証作業について)</p> <p>今後、指定管理者からの事業報告書（収支実績含む）の受領に際しては、青少年課職員が施設に出向き、現地で関係書類との照合等を行うことにより、報告が適切に作成されているかどうかの検証を行います。</p>

(共同体の口座について)

監査対象機関名	財団法人大阪府男女共同参画推進財団	
監査実施年月日	平成24年1月12日から同年2月3日まで	
監査の結果		措置の状況

<p>大阪府立男女共同参画・青少年センターの指定管理者である共同体で使用する預金口座が、当該共同体とは別組織である財団法人大阪府男女共同参画推進財団の名義となっていた。 (なお、この指摘事項は、府民文化部男女参画・府民協働課に対するものとする。)</p>	<p>指摘を受け平成24年3月7日付けで指定管理者である「ドーン運営共同体」名義の新規口座を開設しました。 平成24年度からの利用料金の振込先として利用者に案内し、周知を図っています。</p>
---	--

(共同体の口座について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>財団法人大阪府男女共同参画推進財団 措置した機関：府民文化部男女参画・府民協働課</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成24年1月12日から同年2月3日まで</p>

<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>大阪府立男女共同参画・青少年センターの指定管理者である共同体で使用する預金口座が、当該共同体とは別組織である財団法人大阪府男女共同参画推進財団の名義となっていた。 (なお、この指摘事項は、府民文化部男女参画・府民協働課に対するものとする。)</p>	<p>平成24年3月7日付で、財団において指定管理者である「ドーン運営共同体」名義の新規口座を開設したのを受け、府においても債権債務者登録の変更手続きを行いました。</p>

(契約書の未入手について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>社会福祉法人大阪府総合福祉協会</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年11月1日から同年12月2日まで</p>

<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>社会福祉法人大阪府総合福祉協会では、隣保館社会福祉推進事業において、事業者製本印刷を委託するため、随意契約を締結しているが、契約書を作成、入手すべきところ、作成していなかった。</p>	<p>今回の指摘を踏まえ、起案者及び決裁関与者に対して、経理規程に基づいて適正に処理するよう徹底しました。また、全職員に対し、監査結果を周知するとともに、契約書の作成その他契約事務の適正な執行について改めて周知徹底、注意喚起を図りました。 今後は、こういった問題を生じさせないために、法人内における意思疎通、管理監督の徹底を図り、適正な事務の執行に努めるとともに、再発防止に努めます。</p>

(決裁権限基準の見直しについて)

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会		
監査実施年月日	平成23年11月10日から同月11日まで		
監査の結果		措置の状況	
社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の決裁規程の運用状況を確認した結果、代決が常態化するなど、規程の条項と実際の運用とに乖離が生じていた。		<p> 本会「決裁規程」の条項と実際の運用の乖離を解決するため、平成24年1月19日に開催された「近畿ブロック社会福祉協議会総務部長会議」において各府県の規程と実情を情報収集、把握するとともに、その結果から実情に合うよう規程の整備を行い、平成24年3月1日に施行しました。 </p>	

(仮病棟の資産計上について)

監査対象機関名	地方独立行政法人大阪府立病院機構																						
監査実施年月日	平成23年12月12日から平成24年2月3日まで																						
監査の結果		措置の状況																					
<p> 地方独立行政法人大阪府立病院機構の精神医療センターの仮病棟建設費と新病棟設計費について、支払部分しか固定資産計上の対象としておらず、未払部分につき固定資産の計上が漏れていた。また、計上した固定資産については、分類が適切になされなかったため、固定資産の計上誤りが生じていた。 </p> <p> 固定資産計上漏れについては速やかに固定資産を計上し、固定資産計上誤りについては速やかに修正されたい。 </p>		<p> 精神医療センターの仮病棟について、建設費と新病棟設計費のうち、固定資産計上されていなかった未払部分については、固定資産計上を行いました。また、固定資産計上した支払部分については、建設費と設計費の分類の見直しを行い、平成23年度決算において計上額の修正を行いました。 </p> <p> (未払部分) (単位：千円) </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">勘定科目</th> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 15%;">当初計上額</th> <th style="width: 35%;">計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>仮病棟新築</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">71,202</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>霊安室(仮)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">1,318</td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td>新病院設計費</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">115,900</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">188,420</td> </tr> </tbody> </table> <p>(支払部分)</p>		勘定科目	名称	当初計上額	計上額	建物	仮病棟新築	—	71,202	建物	霊安室(仮)	—	1,318	建設仮勘定	新病院設計費	—	115,900	合計		—	188,420
勘定科目	名称	当初計上額	計上額																				
建物	仮病棟新築	—	71,202																				
建物	霊安室(仮)	—	1,318																				
建設仮勘定	新病院設計費	—	115,900																				
合計		—	188,420																				

勘定科目	名称	当初計上額	修正後計上額
建物	仮病棟新築	114,310	58,072
建物	第5病棟改修	16,220	18,408
建設仮勘定	新病棟設計費	2,800	56,850
合計		133,330	133,330

また、固定資産のチェック体制については、研修等を行い、経理担当部署と実務担当部署のより一層の連携を図るよう努めます。

(契約の公表について)

監査対象機関名	地方独立行政法人大阪府立病院機構		
監査実施年月日	平成23年12月12日から平成24年2月3日まで		
監査の結果	措置の状況		
<p>地方独立行政法人大阪府立病院機構では、平成21年度から随意契約情報の公表をしているが、大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターでは、平成21年度までの契約情報しか公表されておらず、1年半分の契約情報が適時に公表されていなかった。「随意契約情報の公表に係る事務手続き等」に準拠していないので、迅速な対応を図るとともに、本部のチェック機能の強化を図られたい。</p>	<p>指摘のあった大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターにおける随意契約情報の公表については、平成24年1月24日付けで平成22年度以降の契約情報をホームページに掲載しました。</p> <p>今後、定例的事務処理における責任体制の明確化などにより、4半期ごとの随意契約情報の公表について遺漏なく適正に対応していくよう努めます。</p> <p>また、本部のチェック機能の強化については、事務局長会議及び事務局次長会議において、4半期ごとの随意契約情報の公表を適切に行うよう、改めて指導するとともに、今後、本部事務局による事前通知及び事後確認を行うことにより、適正な公表に努めます。</p>		

(法人税等及び消費税等について)

監査対象機関名	大阪府中小企業信用保証協会
監査実施年月日	平成24年2月6日から同月8日まで

監査の結果	措置の状況
<p>大阪府中小企業信用保証協会は、当年度の法人税等及び消費税等について未払計上せず、翌年度の申告納付時に全額を費用処理しているため、費用計上の期間帰属が毎年度一年遅れとなっていた。</p> <p>今後、申告納付する金額を見積り、法人税等及び消費税等を費用処理することにより、費用の期間帰属を適切に処理されたい。</p>	<p>当協会は非課税法人であるが、一部貸貸業を行っており、その部分においては、当年度の法人税等及び消費税等について未払い計上せず、翌年度の申告納付時に全額費用計上していました。</p> <p>平成23年度より、申告納付する金額を見積り、当年度に未払い計上することとしました。</p>

(コミュニティ・ビジネス融資について)

監査対象機関名	財団法人大阪府地域支援人権金融公社	
監査実施年月日	平成24年2月9日	
監査の結果	措置の状況	
<p>平成 22 年度に行ったコミュニティ・ビジネス融資の手続が適切になされていたかを確認したところ、(1) 保証人の履行能力調査時に入手資料が不十分な融資事案、(2) 融資可否の判断過程の記述が不十分な融資事案があった。これらについては、速やかに是正措置を講じるとともに、適切な融資事務に努められたい。</p>	<p>(1) 公社融資規程第7条4項は「連帯保証人となろうとする者の収入、保有資産、既往借入金等の調査を行った上で、実際に連帯保証債務を履行せざるを得ない場合の履行能力及び認識を確認するものとする」となっており、調査時に確認を求めているが、資料入手までは規定していません。本件は、融資調査時に保証人が社長を務める会社に訪問し、収入、会社の財務等を聞き取りしていましたが、資料としては源泉徴収票のみを徴収していました。指摘の資料入手が不十分な場合でも直ちに公社規程に反しないと思われませんが、確かに資料徴収が確実に行われていれば与信判断にも益となります。現在、保証人が会社経営者等の場合は、可能な限り会社の資産等が判断できる財務諸表等を入手しています。</p> <p>(2) 現在、融資の調査から決定までの履歴を全て文書として残すように実施しています。</p>	

(宿泊旅費について)

監査対象機関名	公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団
---------	----------------------

監査実施年月日	平成24年1月24日から同月25日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団の宿泊旅費について確認したところ、特別の事情により又は性質上困難な場合であると事務局長が認める場合には、旅費規程に定める範囲の額を超えて支給が出来ることとされているが、事務局長でなく、事務局次長決裁により支給されていた。また、特別の事情により又は性質上困難な場合であったかについて、証跡が残されておらず、確認が不十分であった。これについては大阪府の補助金の対象となっており、支出の適切性について調査するとともに必要な措置を講じられたい。</p> <p>(なお、この指摘事項は大阪府商工労働部バイオ振興課に対する指摘とする。)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、旅費規程に定める範囲の額を超えて支出した金額については、速やかに返還します。今後、宿泊を伴う管外旅費の執行にあたっては、「特別の事情により又は当該出張の性質上困難である場合」の解釈をより厳格に行い、「職員の報酬等・給与・通勤費及び旅費に関する規程」による専決権者である事務局長の決裁を適正に受けることとします。なお、併せて、全職員に対して、「特別の事情による場合」については、根拠資料及び領収書の添付がなければ認めない旨を周知徹底しました。</p> <p>なお、本件支出については、大阪府への指摘ともされており、その指摘を受けて大阪府が実施した過去5カ年の悉皆調査の結果、本件以外に同様のケースが4件あることが判明しました。これら4件についても、旅費規程に定める範囲の額を超えて支出した金額については、本件同様、速やかに返還します。</p> <p>また、会計規程等についても再度全職員に周知を図り、より一層適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	

(宿泊旅費について)

監査対象機関名	公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団	措置した機関：商工労働部バイオ振興課
監査実施年月日	平成24年1月24日から同月25日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団の宿泊旅費について確認したところ、特別の事情により又は性質上困難な場合であると事務局長が認める場合には、旅費規程に定める範囲の額を超えて支給が出来ることとされているが、事務局長でなく、事務局次長決裁により支給されていた。また、特別の事情により又は性質上困難な場合であったかについて、証跡が残されてお</p>	<p>今回の指摘を受け、大阪府補助金に係る過去5年間（平成19年度から23年度）の全ての経費支出関係書類の調査を実施（平成24年4月5日）しました。</p> <p>調査の結果、一部の管外出張に伴う旅費について、法人の「報酬等・給与・通勤費及び旅費に関する規程」を超える旅費相当額については、規程に基づかない支出であると判明したことから、当該補助金</p>	

<p>らず、確認が不十分であった。これについては大阪府の補助金の対象となっており、支出の適切性について調査するとともに必要な措置を講じられたい。</p> <p>(なお、この指摘事項は大阪府商工労働部バイオ振興課に対する指摘とする。)</p>	<p>の交付決定の一部取り消し及び返還について、平成24年4月26日付けで法人理事長あて通知しました。なお、平成23年度分については補助金の精算に反映しています。</p> <p>併せて、法人の「処務規程」に基づかない決裁、専決等の手続きが行われているなど、適正を欠いた事務処理事案が判明したため、関係規程の職員への周知徹底を図るとともに、適正な会計事務の執行を行うよう要請しました。</p>
--	---

(財務諸表の注記について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>財団法人大阪府タウン管理財団</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成24年1月10日から同月12日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>財団法人大阪府タウン管理財団の平成22年度の財務諸表に注記されている「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」について、帳簿価額が58万円過大に、時価が1,545万円過大に、評価損が1,486万円過少に開示されていた。</p>	<p>財務諸表の注記に記載されている「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」について、注記情報の基礎となる集計表への入力については、複数の目で確実にチェックを行うためのチェック体制を明確にしました。</p> <p>今後は、これに基づき、誤りのないようにします。</p>	

(備品の管理について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>財団法人大阪府タウン管理財団</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成24年1月10日から同月12日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>財団法人大阪府タウン管理財団の備品管理について、千里事業本部において備品の管理台帳を整備していないため、整備する必要があります。</p>	<p>千里事業本部における備品管理台帳につきましては、現在の備品の状況並びに受払の状況を確認し、整備しました。</p> <p>今後は、受払の都度、台帳に記載し適正な管理を行います。</p>	

3 指示事項に対する措置

ア 出納その他の事務

(仕組債について)

監査対象機関名	財団法人大阪府国際交流財団	
監査実施年月日	平成23年1月17日から同年2月4日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>基本財産40億円に含まれる仕組債は14億円（取得価額17億円）であるが、それに係る含み損は2億9千万円となっている。仕組債の元本等は、国外の発行体の信用リスクにも晒されており、発行体の信用リスクが低下した場合は、元本等が毀損するリスクが増加する。また、償還期間が最長30年の債券の運用で、利率0パーセントである銘柄もあり、常識的な運用益を得ていると考えることは難しい。</p> <p>したがって、法人の資産運用基準第2条（基本方針）に該当するものかの判断基準や管理方法を検討し、「仕組債の運用枠を基本財産の2分の1以内とする」との資産運用基準の見直しが必要である。さらに、基本財産に関する運用時の慎重な判断のため、金融商品を取得する際は、理事会に諮った上で、理事長の決裁を要する規程の整備の検討が必要である。</p>	<p>（債券購入後のリスク管理について） 措置報告済み</p> <p>（仕組債の運用枠・取得の意思決定について） 平成23年10月28日の理事会において、公益財団法人の設立登記日を施行日とする「公益財団法人大阪府国際交流財団資産管理運用規程」を策定し、円貨建外国債の取得総額を基本財産と国際交流事業積立資産を合計した額の3分の1以内とするよう引き下げを行いました。（ただし、経過措置あり。）</p> <p>金融商品の取得につきましては、理事長が毎年当該年度の資産運用方針を作成し、理事会の承認を受けることとなっており、その方針の中で詳しく説明してまいります。</p> <p>また、理事長の決裁を要する規定の整備については、平成24年3月28日に開催した理事会において「事務局の組織及び運営に関する規程」を策定しました。その規程の中で、基本財産・特定資産の運用に関することは規程整備を行い、理事長決裁を要するものとなりました。</p>

（実地棚卸の見直しについて）

監査対象機関名	財団法人大阪国際平和センター	
監査実施年月日	平成23年11月24日から平成24年1月13日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>棚卸資産の実地棚卸に関して、その棚卸方法が内部統制上不十分であり、また見本品の取り扱い方針が不明確であったので、棚卸方針を速やかに定め、適切な対応を図られたい。</p>	<p>見本品の取扱い、棚卸対象項目、現物確認方法等について「棚卸実施方針」を定めました。</p> <p>今後、これに基づき棚卸を実施します。</p>

（地域定着支援センターの雇用形態について）

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府総合福祉協会	
監査実施年月日	平成23年11月1日から同年12月2日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>社会福祉法人大阪府総合福祉協会において、地域定着支援センター事業に従事している職員について、勤務条件及び賃金水準が実質的に常勤者であるにも関わらず、非常勤職員として会計処理していたので、是正されたい。</p>	<p>平成22年度の地域定着支援センター事業にかかる会計処理につきましては、委託契約が年度途中という事業実施上の必要性から生じたものでした。平成23年度については、新たに非常勤職員を採用することにより改善を図り、適切な事業実施に取り組んでいます。</p> <p>今後は、今回の指摘を踏まえ、法人として雇用形態に関する考え方を整理するなど、適正な事務の執行に努めます。</p>

(支援費の未収について)

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	
監査実施年月日	平成23年2月21日から同月23日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>障害者支援施設「じょぶライフだいせん」において、長期間未収のままとなっている支援費があった。今後、速やかに再請求し、収入できるよう、適切に事務処理を改善されたい。</p>	<p>ご指摘の未収金については、再請求を行い、全額収入を終えました。</p> <p>事務処理については、請求状況や収入状況を一覽にし、適切に管理を行ってまいります。</p>

(利用者預り金について)

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	
監査実施年月日	平成23年2月21日から同月23日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「法人」という。）が運営する入所施設等においては、法人が定める「利用者預り金等管理規程」に基づき、利用者からの依頼により、それぞれが保有する現金預金等を預り、管理することとなってい</p>	<p>平成24年4月より、事業団と利用者間で「利用者預り金等管理委託契約書」を締結することとしました。</p> <p>こんごう福祉センターの入所施設の利用者の預り金等の管理は、事業団が、NPOかなびの丘と「利用者預り金等管理業務委託契約</p>

<p>る。</p> <p>しかしながら、利用者預り金の管理状況を確認したところ、NPO法人（以下「NPO」という。）が管理するとともに、NPOの事務である預り金の支出額の確認については施設長が関与しており、法人の諸規程との整合性が取れていなかった。</p> <p>平成21年度末現在、NPOが管理している「こんごう福祉センター」内の施設の利用者預り金は約8億円と多額であることから、事故やトラブルの発生を未然に防止するため、法人とNPOとの関係や役割分担を明確にするなど、当該業務の処理実態と不整合となっている諸規程を見直されたい。また、現状、無償となっている預り金の管理に係る利用料についても当該業務に係る経費負担や受益者負担のあり方について検討されたい。</p>	<p>書」を締結し、事業団とNPOかなびの丘との関係や役割分担を明確にします。</p> <p>また、これまで無償であった、じょぶライフだいせんの入所分並びにグループホーム分及びケアホーム分は、利用者に管理料を負担していただき、金銭管理担当者を配置し管理体制の強化を図ります。</p> <p>上記の管理体制と整合性がとれるよう諸規程を見直し、平成24年4月1日に施行しました。</p>
---	---

(契約事務について)

監査対象機関名	地方独立行政法人大阪府立病院機構						
監査実施年月日	平成23年12月12日から平成24年2月3日まで						
	監査の結果	措置の状況					
	<p>地方独立行政法人大阪府立病院機構の契約事務について確認したところ、公平性や経済性の確保が不十分と考えられるものがあったため、一般競争入札が原則であることを再度認識し、適正な契約事務に努められたい。</p>	<p>事務局長会議及び事務局次長会議において、一般競争入札が原則であることを改めて徹底するとともに、随意契約については公平性や経済性の確保が十分であるか検証し、不十分と考えられるものについては、一般競争入札や公募型プロポーザル方式に移行するよう指導を行いました。</p> <p>また、「指示事項」となった委託業務等については、次のとおり一般競争入札に移行する等の見直しを行いました。</p> <p>(1) 母子保健総合医療センター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">契約名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">見直しの内容</td> </tr> <tr> <td>カルテデジタル化業務</td> <td>平成24年度は10月まで発注はなく、</td> </tr> </table>		契約名称	見直しの内容	カルテデジタル化業務	平成24年度は10月まで発注はなく、
契約名称	見直しの内容						
カルテデジタル化業務	平成24年度は10月まで発注はなく、						

	委託	11月以降の契約より一般競争入札に移行
	手術棟整備に係る基本構想作成補助業務委託	(平成22年度限りの契約)
	エレベーター遮煙設備及び制御改修工事	(平成22年度限りの契約)
	エレベーター保守	平成24年7月以降の契約より一般競争入札に移行することとし、6月までは随意契約を締結
	新生児等に貸与するオシメ等の賃貸借	平成24年6月以降の契約より一般競争入札に移行することとし(4月27日付け入札公告)、5月までは随意契約を締結
(2) 成人病センター		
	契約名称	見直し等の内容
	エレベーター保守	平成24年7月以降の契約より一般競争入札に移行することとし、6月までは随意契約を締結
	タクシー使用契約	平成23年4月以降の契約を取り止め
今後、本部事務局と各病院が連携して、随意契約の内容や割合を把握することなどにより、適正な事務処理に努めます		

(成人病センターの移転建替えにおけるPET検査事業の取扱いについて)

監査対象機関名	地方独立行政法人大阪府立病院機構	
監査実施年月日	平成23年12月12日から平成24年2月3日まで	
監査の結果	措置の状況	

<p>現在検討が進められている大阪府立成人病センターの整備事業は、平成28年度中の開院を目標に、PFI手法による大手前地区への移転建替えとして計画されているが、PET検査を実施する森ノ宮クリニックの取扱いについては、現在公表されている「大阪府立成人病センター整備基本構想」や「大阪府立成人病センター整備事業実施方針」においては明記されていない。移転後のPET検査の実施方針や、旧センター跡地の活用方向性も踏まえ、今後の対応方針を検討されたい。</p>	<p>新病院におけるPET検査については、監査からの指示事項を受け、現契約に基づき、引き続き、現在の施設を活用することを成人病センターにおいて再確認しました。</p> <p>また、契約期間満了後のPET検査については、医療技術の動向等を踏まえながら検討することとします。</p>
---	---

(棚卸資産について)

監査対象機関名	財団法人大阪府保健医療財団	
監査実施年月日	平成24年1月19日から同月20日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>財団法人大阪府保健医療財団が運営するがん予防検診センターで、平成22年度末に保有する検査薬等が貸借対照表において棚卸資産として計上されていなかったため、今後は期末日に実地棚卸を行ったうえで、棚卸資産として計上されたい。</p>	<p>平成23年度決算から、がん予防検診センターでの検査薬等について、実地棚卸の上で棚卸資産として計上することにしました。</p> <p>また、今後このようなことのないよう、棚卸等の行為や経理について職員に周知しました。</p>	

(契約事務について)

監査対象機関名	財団法人大阪府保健医療財団	
監査実施年月日	平成24年1月19日から同月20日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>財団法人大阪府保健医療財団の契約事務について確認したところ、事務決裁規程第40条各項の随意契約とする合理性が認められないものがあつたため、今後は、競争入札や随意契約であっても競争性が担保されるような方法を採用することにより、透明性のある適正な契約事務に努められたい。</p>	<p>健康科学センターに係る契約事務については、公の施設の廃止に伴い、当該事務が大阪府に移管されたことから、新しい管理者である大阪府において事務を行います。</p>	

(福利厚生目的の会員権の取扱いについて)

監査対象機関名	大阪府中小企業信用保証協会	
監査実施年月日	平成23年2月8日から同月10日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>大阪府中小企業信用保証協会（以下「協会」とする。）は、職員の福利厚生を目的で、以下のとおり、リゾートクラブの会員権を有しているが、同会員権の平成21年度の利用者は延べ29名程度と少なく、7,000千円を同クラブに預けていることや年会費378千円の支払に見合う効果はあまり発揮されていない状態といえるので、退会も含めて、取扱いを再度検討されたい。</p>	<p>リゾートクラブの平成22年度の利用者数は延べ41名でした。平成23年度については既に年会費を支払い済みのため、利用促進に向けて内部周知をはかりましたが、利用者は延べ40名と依然として低い水準となりました。そのため、平成24年3月31日をもって、リゾートクラブを退会しました。</p>

(伝票について)

監査対象機関名	公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団	
監査実施年月日	平成24年1月24日から同月25日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団では、伝票を作成する代わりに伝票代わりの領収証を作成している。仕訳は伝票代わりの領収証を用い担当者が入力するが、仕訳入力段階においても、入力後においても上席者の承認及び確認がなされていない。仕訳は財務諸表の基礎となり重要であるので、仕訳伝票を作成するとともに、上席者が承認を行い、承認された仕訳伝票をもとに仕訳を入力するよう、仕訳伝票の作成と承認体制を構築されたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、平成24年度から経理担当者が仕訳伝票を作成し、上席者である総務財務グループ長が確認し、承認印を押印することとしました。</p>

(記念品の配布について)

監査対象機関名	大阪府漁業信用基金協会	
監査実施年月日	平成24年2月13日から同月14日まで	
	監査の結果	措置の状況

<p>大阪府漁業信用基金協会の通常総会において、出資者である漁業協同組合等に対して記念品が配布されていたが、明確な目的がなく、過去からの慣習として実施されていることや単年度損失が発生している経営状況であることから、配布の中止を検討されたい。</p>	<p>記念品については、通常総会の出席率を向上させるとともに出資者に対する還元の意味もあり、通常総会において、過去から慣習的に配布してきました。</p> <p>ご指摘のように平成 22 年度・23 年度は約 13 万円の赤字であり、近年は、保証残高の伸びも見込めず、保証収入も減少のみであるため、大幅な当期利益は見込めない状況にあります。</p> <p>指示事項について、検討しました結果、平成 24 年 5 月 17 日の第一回理事会において、通常総会での記念品の配布の中止について承認を得ました。従いまして、5 月 30 日に開催しました通常総会におきましては、記念品の配布をしておりません。</p>
--	--

(不動産登記業務の委託先の選定方法について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>大阪府土地開発公社</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年11月21日から同月22日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>大阪府土地開発公社においては、年度当初に各支所の要望により不動産登記業務の委託予定業者を選定し、見積りを取ることなく積算基準単価によりこれらの業者と単価契約（随意契約）を締結している。また、実際の業務発注にあたっての委託業務の種類、業務量及び業者の選定についても支所の判断により決定されており、発注者の裁量の余地の大きいものとなっている。このため、同公社における不動産登記業者の選任については、契約の透明性及び競争性が客観的には確保されがたい状況となっている。</p> <p>取得した用地の不動産登記業者の選任にあたっては、競争性・透明性を確保するため、随意契約ではなく競争入札に付すこと、あるいは、随意契約による場合でも、広く府に登録された登記業者の中からより競争性・透明性をもって選任する仕組みを構築することを検討されたい。</p>	<p>平成 24 年度の不動産登記業務委託については、原則、条件付一般競争入札を導入することとし、平成 24 年 3 月 26 日に入札実施の公告を行い、競争性・透明性を確保した制度構築を行いました。</p>	